

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（213）」

2. 日時：平成29年7月14日 10時00分～12時15分

13時30分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室、18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、正岡安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

堀田統括技術研究調査官、舟山首席技術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 中・低揮発性核種の放出割合の評価の適切性を整理して提示すること。
- セシウムの放出割合を与える式について導出過程を整理して提示すること。
- 炉心における放射性物質の内蔵量評価について、ABWRの運転時間等から算出していることの適用性を整理して提示すること。
- ベント停止手順について、原子炉格納容器圧力によって、窒素置換完了を判断する考え方を整理して提示すること。
- 金属フィルタとヨウ素除去部の接続管に設けた流量制限オリフィスに係る「圧力勾配図」及び「格納容器圧力に対する体積流量」の関係・根拠を整理して提示すること。
- 銀ゼオライトの劣化確認試験について、試験条件に係る定量的なデータ、劣化の経時変化を踏まえ、当該実験結果の実機への適用性を整理して提示する

こと。

- 金属フィルタへのエアロゾル移行割合について、「総量の1/100がフィルタ装置に移行する」としていることの根拠を整理して提示すること。
- ベント実施の判断フローにおいて、格納容器内酸素濃度の検知・判断の考え方を整理して提示すること。
- 別紙1「水素の滞留に対する計算上の考慮について」のうち、可燃性ガスによる爆発防止対策について、酸素の発生源、対向流を含めた流入源等のリスクを整理した上で、そのリスクに対する設置許可基準の解釈に対する設計方針を整理して提示すること。
- ベンチュリノズルの配置の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ ベント実施手順における現状の整理と今後の対応方針について